

浦添市肥料価格高騰緊急対策事業補助金

【申請要項】

(Ver1.0)

【目的】

新型コロナウイルス感染症の長期化や原油価格・物価高騰に伴う肥料価格の高騰により、農業経営に影響を受けた市内農業者に対し、負担する肥料費上昇分の一部を補助することにより、営農意欲の向上と安定的な経営を図ることを目的とします。

【支給対象者】

次に掲げる要件を満たす、市内農業者が負担する肥料費上昇分の一部を補助する農業協同組合、農事組合法人、農地所有適格法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等及び市内農業者個人（以下「事業者」）を対象とします。

- ① 参加農業者が申請日時点において、本市に住所を有している事業者
 - ② 参加農業者に令和3年の農業収入がある事業者
- ※ 上記②について、要件を満たせない特段の事情がある場合はお申し出ください。

【補助額】

秋用肥料（令和4年6月～令和4年10月購入分）、春用肥料（令和4年11月～令和5年2月購入分）の肥料費上昇分を次の計算式で算出し、補助額とする。

$$((\text{当年の肥料費(税抜)}) - (\text{当年の肥料費(税抜)}) \div 1.4 \div 0.9) \times 0.15$$

例① 秋用肥料のみで、合計が50,000円（税抜）の場合

$$(50,000\text{円} - 50,000\text{円} \div 1.4 \div 0.9) \times 0.15 = \underline{1,547\text{円}}$$

例② 秋用肥料の合計が60,000円（税抜）、春用肥料の合計が40,000円（税抜）の場合

$$((60,000\text{円} - 60,000\text{円} \div 1.4 \div 0.9) \times 0.15) + ((40,000\text{円} - 40,000\text{円} \div 1.4 \div 0.9) \times 0.15) \\ = \underline{3,095\text{円}} \quad \text{※秋用肥料、春用肥料ともに同じ計算式で算出します。}$$

【申請書類受付期間】

令和5年1月27日（金）から令和5年2月28日（火）まで

※受付期限は、当日消印有効とします。

【申請に必要な書類】

次の①から⑥までの書類を提出してください。必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求められることがあります。なお、申請書類の返却はいたしませんのでご了承ください。

- ① 浦添市肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 肥料価格高騰緊急対策事業 事業概況書兼誓約・同意書（別添1）
又は肥料価格高騰緊急対策事業 誓約・同意書（別添1）（個人用）
- ③ 肥料価格高騰緊急対策事業 参加農業者名簿（別添2）※個人の申請では不要。
- ④ 肥料価格高騰緊急対策事業 参加農業者申請書（別添3）の写し※個人の申請では不要。
- ⑤ 「肥料の品質の確保等に関する法律」（肥料法）に基づく肥料の確認について
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

【申請書等の入手方法】

申請に必要な書類の①～⑤の様式については、浦添市のホームページからダウンロード及び印刷してご使用ください。

※インターネット及び印刷環境が無い方は、浦添市産業振興課（浦添市役所5階）でも紙文書で入手いただけます。

【申請方法】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則、郵送による申請とします。

申請について不明な点がある場合は、お電話にてお問合せください。

（申請書類送付先）

〒901-2501 浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市 市民部経済文化局 産業振興課 宛て

※ 郵送の際は封筒に切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記入ください。

※ 申請内容の確認のため、電話にてご連絡する場合がありますので、申請書には必ず連絡先（電話番号）の記載をお願いします。

【支給の決定及び支給方法】

申請内容の審査により支給が決定した場合は、申請者宛てに浦添市肥料価格高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を通知し、指定された口座への振込により支給します。

申請に必要な書類の受理後（不備がある場合は不備の補完後）、振込までに2週間程度要しますのでご了承ください。

申請内容が要件に合致しないと認めたとき（不備がある場合は、補完を求めてから2週間を経過しても不備が補完されないとき）は、申請者宛てに浦添市肥料価格高騰緊急対策事業補助金不支給決定通知書（様式第3号）を通知します。

【その他】

本補助金の支給事務を円滑かつ確実にを行うため、必要に応じて市は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。

補助金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、市は受給者に対して補助金の返還を請求します。

【申請に関するお問合せ先】

浦添市役所 産業振興課 農林水産係

電話：（代表）098-876-1234（内線3173）・（直通）098-876-1245

※土・日・祝日等を除く9：00～17：00（12：00～13：00を除く）で対応